

岐阜県公報

第二千四百五号

平成二十四年十二月十八日

(火曜日)

目次

告示

介護扶助及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等の指定	(地域福祉国保課) 八二七 ^ハ
指定介護機関の廃止の届出	(同) 八二八
指定介護機関の名称等の変更の届出	(同) 八二九
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(治山課) 八二二
道路の区域変更	(道路維持課) 八二五
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課) 八二五
急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正	(同) 八二六
選挙管理委員会告示	
施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定	(選挙管理委員会) 八二七
施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定の取消し	(同) 八二七
特定非営利活動法人の設立認証申請	(環境生活政策課) 八二七
平成二十五年齒科技工士国家試験の実施	(医療整備課) 八二七
大規模小売店舗の変更の届出に関する件	(商業流通課) 八二八
大規模小売店舗立地法による意見書に関する件	(同) 八三三
市営土地改良事業の換地計画の適当の決定	(農地整備課) 八三三
中津川都市計画の図書の縦覧	(都市政策課) 八三三
駐車監視員資格者講習及び駐車監視員資格同等認定審査の実施	(交通指導課) 八三三

告示

岐阜県告示第五百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十四年十二月十八日

岐阜県知事 古田 肇

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用す	岐阜県告示第五百七十七号	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用す	同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促		
居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所等の所在地	指定年月日
株式会社ウィックス	土岐市肥田浅野元町一三三	居宅介護支援事業	心音ケアセンター土岐	土岐市肥田浅野元町一三三	平成二四・六・一
株式会社和合地所	瑞浪市和合町二二二	通所介護	でいさーびす和	瑞浪市稲津町萩原一〇六一	同
株式会社和合地所	瑞浪市和合町二二二	介護予防通所介護	でいさーびす和	瑞浪市稲津町萩原一〇六一	同
株式会社Mille Ete	大垣市東前三四二	居宅療養管理指導	薬局ふるーる	大垣市東前三四二	同
株式会社Mille Ete	大垣市東前三四二	介護予防居宅療養管理指導	薬局ふるーる	大垣市東前三四二	同
株式会社イー・ニーズ	多治見市宝町五八三	訪問介護	あいあるヘルパーステーション	多治見市大畑町二八〇	同
株式会社イー・ニーズ	多治見市宝町五八三	介護予防訪問介護	あいあるヘルパーステーション	多治見市大畑町二八〇	同
株式会社CRASC	瑞浪市松ヶ瀬町四五五	通所介護	デイサービス遊楽苑 市之倉	多治見市市之倉町三三〇	同
株式会社CRASC	瑞浪市松ヶ瀬町四五五	短期介護生活介護	ショートステイ プルメリ	可児郡御嵩町上恵土九五一	同
DSTOKAI株式会社	可児市今渡一一五五	介護予防短期介護生活介護	ショートステイ プルメリ	可児郡御嵩町上恵土九五一	同
医療法人社団 清流会	瑞穂市別府七九一一	通所リハビリテーション	デイセンターほづみ	瑞穂市別府七九一一	同
医療法人社団 清流会	瑞穂市別府七九一一	通所リハビリテーション	デイセンターほづみ	瑞穂市別府七九一一	同
医療法人社団 清流会	瑞穂市別府七九一一	介護予防通所リハビリテーション	デイセンターほづみ	瑞穂市別府七九一一	同

進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十四年十二月十八日

岐阜県知事 古 田

肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所等の所在地	廃止年月日
社会福祉法人三縁の会	大垣市多芸島一 一 二七 一	居宅介護支援事業	サツトヴァの園 在宅介護支援センター	大垣市多芸島一 一 二七 一	平成一八・四・一
たんばば薬局株式会社	岐阜市若宮町九 一 六一	居宅療養管理指導	グリーン薬局大新町店	高山市大新町五 五九	平成二四・四・二八
岐阜県厚生農業協同組合連合会	岐阜市宇佐南四 一 三	居宅介護支援事業	ひだ訪問看護ステーション 居宅介護支援事業所	高山市西之一色町三 六四七 二四	平成二四・四・三〇
山 田 博 愛	加茂郡七宗町神淵一〇 二九〇 一	訪問介護	カブチ山田クリニック	加茂郡七宗町神淵一〇 二九〇 一	同
山 田 博 愛	加茂郡七宗町神淵一〇 二九〇 一	居宅療養管理指導	カブチ山田クリニック	加茂郡七宗町神淵一〇 二九〇 一	同
有限会社ラ・プラーージュ	愛知県名古屋緑区緑子山一 六〇九	居宅療養管理指導	はまべ調剤薬局・大垣・	大垣市東前三 四 二	平成二四・五・三一

岐阜県告示第五百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関の名称

平成二十四年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所等の所在地	変更年月日
医療法人社団大誠会	大垣市新田町二 一 四	訪問介護	訪問介護ステーション	大垣市新田町二 二四 一	平成三三・四・一
医療法人社団大誠会	大垣市新田町二 一 四	訪問介護	訪問介護ステーション	大垣市新田町二 一四	同
医療法人社団大誠会	大垣市新田町二 一 四	介護予防訪問介護	訪問介護ステーション	大垣市新田町二 二四 一	同
				大垣市新田町二 一四	同

合資会社ケア・ワークス岐阜

大垣市池尻町七六九

介護予防
訪問介護

訪問介護ステーション
わくす大垣

新 大垣市枝郷五 四

旧 大垣市荒尾町一七
三ノ六レジデ
ンス・オリブ
番館二〇二

平成二四・五・一七

合資会社ケア・ワークス岐阜

大垣市池尻町七六九

居宅介護
支援事業

介護支援センター
わくす大垣

新 大垣市枝郷五 四

旧 大垣市荒尾町一七
三ノ六レジデ
ンス・オリブ
番館二〇二

平成二四・五・一七

岐阜県告示第五百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高山市久々野町有道字カナギケ洞六四の一、六六の一、六六の三

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第五百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高山市久々野町小坊字松ケ尾七三八の一

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
郡上市八幡町相生字大平一五四六の一、一五四六の八、八幡町那比字横谷六五八六の四から六五八六の六まで、六五八七の一

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
郡上市大和町栗巣字落合一五九一から一五九七まで、美並町高砂字川千七七五、七六

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通

知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年十二月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

郡上市明宝寒水字倉洞三八二の一、三八三、三八八の一、三八八の三、三八九、三九〇、三九一の一、三九二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百八十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年十二月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

不破郡関ヶ原町大字関ヶ原字合川四〇七九の一、四〇八〇の一・字寺谷四二一一の一五(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び関ヶ原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

平成二十四年十二月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

可児郡御嵩町御嵩字北山一〇六四の一、一〇六四の二、二八七六の一、二八七六の三、二八七六の六から二八七六の九まで、二八七六の一四から二八七六の一六まで、二八七六の一九から二八七六の五二まで、二八九二の一、二八九二の二、二八九三、二八九四の二から二八九四の四まで、二八九四の一〇、二八九四の二三、二八九四の三〇から二八九四の三四まで

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び関ヶ原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

三 水源の涵養
変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び御嵩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年十二月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員	延長	備考
大岐野阜線		岐阜市大字正木字貴船一九八番五地先地内		後	前	別前変区 別後更更域	員敷 員地 の幅 の幅	延 長	備 考	
				一五〇 三・七	一五〇 三・九	ル （メ ー ト	ル （メ ー ト	二・七		

岐阜県告示第五百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年十二月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域変更前後		敷地の幅員	延長	備考
美大並線		郡上市八幡町相生字八切中道上通二一三六番地先から		後	前	別前変区 別後更更域	員敷 員地 の幅 の幅	延 長	備 考	
				三三 三・六	三三 六・五	ル （メ ー ト	ル （メ ー ト	五・五		

岐阜県告示第五百八十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

なお、急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（平成二十三年岐阜県告示第三百二十四号）は、廃止する。

平成二十四年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

区域名	区 域
次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、	

盛	保安林及び可児市兼山字盛住町六〇五番二を除く。(次の図に示すとおりとする。)
住	可児市兼山 字常盤町 六一五番 一号 字盛住町 六一二番 二号 六〇六番一 三号から七号 六〇四番一 八号及び九号 六〇三番一 十号 六〇二番一 十一号 五九七番一 十二号 五九四番一 十三号 五九二番一 十四号及び十五号 五九二番五 十六号 五八九番一 十七号 五八〇番一 十八号

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務所及び可児市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百八十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項
の規定により告示する。

平成二十四年十二月十八日

岐阜県知事 古田 肇

区域名

区

域

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び
標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域(次の図に示す
とおりとする。)

家久後

恵那市長島町中野
字家久後 一一七番一一 一号
一一七番一三 二号
一一七〇番一六〇 三号

沼	一一七〇番一五九 四号 一一七〇番八三 五号及び六号 一一七〇番八〇 七号 一一七〇番二二九 八号
---	--

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県恵那土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百九十号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示(昭和五十八年岐阜県告示第三百七十号)
の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月十八日

岐阜県知事 古田 肇

表沼の項を次のように改める。

沼	次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線 及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域(次の図に 示すとおりとする。)
字沼	下呂市萩原町中呂 字沼 一一三番 一号 字タヤノ平 一一二番 二号及び三号 一一五番 四号 一一九番 五号 一一三番一 六号及び七号 一一八番一 八号 一五三四番一 九号 三四〇番一 十号 三三四番 十一号 二二六番 十二号

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県下呂土木事務所
及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第百一十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定したので、その旨告示する。

平成二十四年十二月十八日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

指定する施設の名称

名 称	所 在 地
社会福祉法人サンライフ ショール 羽島	羽島市下中町城國敷318番地5

岐阜県選挙管理委員会告示第百一十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定の取消しをしたので、その旨告示する。

平成二十四年十二月十八日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

指定を取り消す施設の名称等

名 称	所 在 地
医療法人東山会 長良川病院	羽島市竹鼻町梅ヶ枝町370番地1

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年十一月十三日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人伝統文化わが街ぎふ
- 三 代表者の氏名 植村 美智子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市香蘭二丁目三番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域社会の発展を目指し、高齢者、障害者、独身者、求職者、伝統文化に関心のある外国人、日本人に対して、各種の文化、福祉、まちづくり、国際協力の事業を提供する事により、地域社会に係る問題の改善や解決を図り、人間性豊かな社会、地域の独自性を尊重した社会の実現に寄与することを目的とする。

平成二十五年歯科技工士国家試験の実施

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第一号）附則第二条第一項の規定により、平成二十五年歯科技工士国家試験を次のとおり実施するので、歯科技工法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）第六条の規定により公告する。

平成二十四年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 試験の日時
 - 1 学説試験 平成二十五年二月十八日（月） 午前九時から
 - 2 実地試験 平成二十五年二月十九日（火） 午前九時から

二 試験の場所

岐阜市野一色四丁目一一番二号

岐阜県立衛生専門学校

三 受験資格

歯科技工士法（昭和三十年法律第六十八号）第十四条各号のいずれかに該当する者であること。

四 受験願書の受付期間

平成二十五年一月四日（金）から同月十五日（火）まで（郵送の場合は、同年一月十五日（火）までの消印のあるもの限り、有効とする。）

五 受験願書の提出先

〒五〇〇 八五七〇 岐阜市数田南二丁目一番一号

岐阜県健康福祉部医療整備課

六 提出書類

1 受験願書

2 卒業証明書、卒業見込証明書（卒業見込証明書を提出した者は、平成二十五年三月十一日（月）までに卒業証明書を提出すること。）又は修了証明書等受験資格を証する書類

3 写真（出願前六か月以内に脱帽で正面から撮影した縦六センチメートル、横四センチメートルのもので、その裏面に（シギ）の記号、撮影年月日及び氏名を記載したもの）

七 受験手数料

1 三万六千円に相当する岐阜県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には消印をしないこと。

2 受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

八 合格者の発表

合格者の発表は、平成二十五年三月二十一日（木）午前十時に、合格者の受験番号を岐阜県庁前の掲示板に掲示するとともに、合格者には合格証書を交付する。

九 試験結果の提供

平成二十五年歯科技工士国家試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供する。

1 提供する試験結果

平成二十五年歯科技工士国家試験の学説試験科目別得点

2 提供期間

合格発表の日から一か月間

3 提供する場所

個人情報総合案内窓口（県庁二階）

4 提供を受けるために必要な書類

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

十 その他

1 受験願書は、岐阜県健康福祉部医療整備課で交付する。

なお、郵送を希望する者は、宛先を明記し、百二十円分の返信用切手を貼った角二号の返信用封筒を同封して請求すること。

2 この試験についての問合せは、岐阜県健康福祉部医療整備課（電話〇五八 二七二 一一一一 内線二五二七）にすること。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十四年十二月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十四年十一月三十日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社オークワ

三 建物の名称及び所在地

オークワ西改田店

岐阜市西改田川向一四七番一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) オークワ岐阜西改田店

(変更後) オークワ西改田店

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十四年十二月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局中濃事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十四年十一月三十日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社オークワ

三 建物の名称及び所在地

スーパーセンターオークワ美濃インター店

美濃市松森三三二二

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)(仮称)スーパーセンターオークワ美濃インター店

美濃市美濃インター前土地区画整理事業地域内街区番号一五仮地番四七

外

(変更後) スーパーセンターオークワ美濃インター店

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十四年十二月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十四年十一月三十日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社オークワ

株式会社オークワ

三 建物の名称及び所在地

オークワ美濃加茂店

美濃加茂市下米田町今字玄正庵三三番一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) オークワ岐阜美濃加茂店

(変更後) オークワ美濃加茂店

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び大規模小売店舗において小売業を

行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十四年十二月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年十二月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十四年十一月三十日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社オークワ

三 建物の名称及び所在地

スーパーセンターオークワ可児坂戸店

可児市坂戸六二五 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) スーパーセンターオークワ可児坂戸店

(変更後) スーパーセンターオークワ可児坂戸店

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び大規模小売店舗において小売業を

行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十四年十二月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年十二月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十四年十一月三十日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社オークワ

三 建物の名称及び所在地

スーパーセンターオークワ養老店

養老郡養老町瑞穂字旭四一七

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) スーパーセンターオークワ岐阜養老店

(変更後) スーパーセンターオークワ養老店

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十四年十二月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十四年十一月三十日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社オークワ

三 建物の名称及び所在地

オークワ安八店

安八郡安八町大明神字楢ノ木二五二番一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前)(仮称)オークワ安八店

(変更後) オークワ安八店

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也

(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十四年十二月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十四年十二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十四年十一月三十日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社オークワ

三 建物の名称及び所在地

スーパーセンターオークワ坂祝店

加茂郡坂祝町黒岩林前一五一五番一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前)(仮称)スーパーセンターオークワ岐阜坂祝店

(変更後) スーパーセンターオークワ坂祝店

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
(変更後) 株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十四年十二月十八日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十四年十二月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

(仮称) マックスバリュ各務原那加店

各務原市那加桐野外二ヶ所大字入会地字中野八番五 外

二 意見の概要

各務原市長の意見

・通学・通勤の時間帯と重なることから、交通安全対策、とりわけ児童の交通安全対策に配慮願いたい。

(届出事項 変更)

市営土地改良事業の換地計画の適当の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四第一項において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、下呂市営土地改良事業田ノ野地区の換地計画を適当と決定したので、同法第九十六条の四第一項において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

平成二十四年十二月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 縦覧期間

平成二十四年十二月十八日から
同 二十五年一月二十三日まで

二 縦覧場所

下呂市掲示場

中津川都市計画の図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

中津川都市計画下水道

中津川市公共下水道

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び中津川市基盤整備部計画課

中津川都市計画の図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

中津川都市計画「こみ処理場
一号 中津川市環境センター」
縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び中津川市基盤整備部計画課

駐車監視員資格者講習及び駐車監視員資格同等認定審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第五十一条の十三第一項第一号イの規定による駐車監視員資格者講習及び同号ロの規定による駐車監視員資格同等認定審査を次のとおり実施します。

平成二十四年十二月十八日

岐阜県公安委員会

委員長 石 井 成 一

一 駐車監視員資格者講習

1 講習の期日及び時間

(一) 第一日

平成二十五年二月四日(月)

受付時間 午前八時三十分から午前八時五十分まで

講習時間 午前九時から午後五時四十分まで

(二) 第二日

平成二十五年二月五日(火)

受付時間 午前八時三十分から午前八時五十分まで

講習時間 午前九時から午後五時四十分まで

(三) 第三日(修了審査)

平成二十五年二月十二日(火)

受付時間 午前八時三十分から午前八時五十分まで

審査時間 午前九時から午前十時まで

2 講習の場所

岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県警察本部二階2A会議室

3 受講定員

三十人

4 受講申込受付期間

平成二十五年一月八日(火)から一月十八日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前九時から午後五時まで

5 受講申込先

岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内の各警察署交通課

6 提出書類等

(一) 駐車監視員資格者講習受講申込書(以下「受講申込書」という。)

(二) 受講申込書に貼付する写真一枚(受講申込み前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもの)

(三) 収入証紙納付書

7 講習手数料

一九、〇〇〇円(岐阜県収入証紙により納入)

8 受講申込方法

(一) 岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内各警察署交通課にて受講申込書及び収入証紙納付書の交付を受けてください。

(二) 受講申込書に写真を貼付してください。

(三) 収入証紙納付書に一九、〇〇〇円分の岐阜県収入証紙を貼付してください(消印しないこと)。

(四) 受講申込書及び収入証紙納付書に必要事項を記入し、一五の受講申込先に受講者本人が直接持参して申し込んでください。

(五) 申込みの際、受講者本人であることが確認できる身分証明書(運転免許証、パスポート等の顔写真入りの公的証明書)を提示してください。

9 その他

(一) 郵便又は信書便による申込みは、受け付けません。

(二) 一旦納入した講習手数料は、還付しません。

(三) 受講申込者数が定員に達した場合、受付を終了します。

(四) 講習及び修了審査ともに、駐車監視員資格者講習受講票及び筆記用具を持参してください。また修了審査日には、認印を持参してください。

(五) 二日間(十四時間)の講習を受講後、修了審査(一時間)に合格した者に対し

て駐車監視員資格者講習修了証明書を交付します。

二 駐車監視員資格同等認定審査

1 認定審査の期日及び時間

平成二十五年二月十二日(火)

受付時間 午前八時三十分から午前八時五十分まで

審査時間 午前九時から午前十時まで

2 認定審査の場所

岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県警察本部二階2A会議室

3 認定審査受検資格

次のいずれかに該当する者であること。

(一) 道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関する事務に従事した期間が通算して三年以上である者

(二) 確認事務における管理的又は監督的地位にあつた期間が通算して五年以上である者

(三) (一)又は(二)に掲げる者と同等の経歴を有する者

4 申請受付期間

平成二十五年一月八日(火)から一月十八日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前九時から午後五時まで

5 申請先

岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内の各警察署交通課

6 提出書類等

(一) 認定申請書

(二) 認定申請書に貼付する写真一枚(申請前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもの)

(三) 二・三のいずれかに該当することを証する書面

(四) 収入証紙納付書

7 認定手数料

四、五〇〇円(岐阜県収入証紙により納入)

8 申請方法

(一) 岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内各警察署交通課にて認定申請書及び

収入証紙納付書の交付を受けてください。

(二) 認定申請書に写真を貼付してください。

(三) 収入証紙納付書に四、五〇〇円分の岐阜県収入証紙を貼付してください(消印しないこと)。

(四) 認定申請書及び収入証紙納付書に必要な事項を記入し、二・五の申請先に申請者本人が直接持参して申請してください。

(五) 申請の際、申請者本人であることが確認できる身分証明書(運転免許証、パスポート等の顔写真入りの公的証明書)を提示してください。

9 その他

(一) 郵便又は信書便による申請は、受け付けません。

(二) 一旦納入した認定手数料は、還付しません。

(三) 認定審査には、駐車監視員資格者認定審査受検票、筆記用具及び認印を持参してください。

(四) 認定審査に合格した者に対して認定書を交付します。

三 注意事項

1 駐車監視員資格者講習修了証明書又は認定書の交付を受けた者のうち法第五十一条の十三第一項に規定する駐車監視員資格者証の交付を受けようとする者は、別途駐車監視員資格者証の交付申請をする必要があります。

2 駐車監視員資格者講習修了証明書又は認定書の交付を受けた者であっても、駐車監視員資格者証の交付申請の際、法第五十一条の十三第一項第二号に規定する欠格事由に該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

3 駐車監視員資格者証の交付を受けても、法第五十一条の八第一項の規定により確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、駐車監視員として活動することはできません。

四 講習及び審査に関する問合せ先

岐阜県警察本部交通部交通指導課

電話〇五八 二七一 二四二四 内線五二二五